

各地域医療構想調整会議（保健医療協議会）は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療機関、市町村など幅広い関係者で構成する。

また、懇話会（部会）は検討テーマに応じた委員で構成し、具体的な協議・検討を行う。

なお、議事内容等に応じ、特定の医療機能や診療科等に関する有識者に参画いただくなど柔軟な運営を行う。

関係者との連携を図りつつ、各医療機関の自主的な取組みを支援するとともに、将来の病床の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の実現を推進するために必要な協議を行うことにより、病床の機能分化・連携の促進、在宅医療の充実、医療人材の確保を図っていく。

地域医療構想策定後の検討体制のイメージは次のとおりである。

(図 16) 地域医療構想策定後の検討体制のイメージ

